

千葉県立美術館郵便局前交差点角地の空間デザイン設計及び 看板設置作業委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する千葉県立美術館郵便局前交差点角地の空間デザイン設計及び看板設置作業委託の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後に県が作成する。

2 事業概要

千葉県立美術館では、緑豊かな千葉ポートパークに隣接する恵まれた環境を生かし、地域に開かれた魅力的な美術館の実現に向けて、環境整備を進めている。

本業務は、その一環として、郵便局前交差点角地（別添1の写真の範囲）の空間デザインを設計し、千葉県立美術館の存在・企画を効果的に周知する看板等（以下「交差点前看板」という。）を制作、設置するものである。

3 企画提案内容

- (1) 千葉県立美術館郵便局前交差点角地の空間デザイン設計
- (2) 交差点前看板のデザイン・制作・設置
- (3) 企画実施体制・進行管理業務

4 委託業務内容

(1) 千葉県立美術館郵便局前交差点角地の空間デザイン設計

- 「千葉県立美術館活性化基本構想」を理解した上で、目的に沿った、千葉県立美術館郵便局前交差点角地（別添2の図面の範囲）の空間デザインを立案すること。
- 空間デザインの立案に当たっては、千葉県立美術館の館名を記した看板（以下、「館名看板」という。）及び展覧会告知看板（以下、「展覧会看板」という。）のデザインを含むこととし、千葉県立美術館の存在、開催中の展覧会等事業について効果的に周知できるような空間デザインを設計すること。
- 空間デザインの立案に当たっては、交差点を通行する県民への周知が交差点前サイン設置の主たる目的であることを考慮し、車及び歩行者からの視認性を高めたデザインとすること。また、複数方向からのパースイメージ図を作成の上、視認性の検討をすること。
- 空間デザインの立案に当たっては、国の登録有形文化財（建造物）である千葉県立美術館の建築（設計：大高建築設計事務所）を活かしたデザインとすること。
- 空間デザインの立案に当たって、郵便局前交差点に設置されている既存の看板（館名看板：縦約1,000mm×横約5,000mm×厚さ約407mm・脚部高さ約535mm、展覧会看板：縦1,450mm×横5,400mm・脚部高さ約1,750mm・厚さ約100～400mm、以下「既存看板等」という。別添3の写真参照）の処理（撤去等）についても方向性を示すこと。
- 空間デザインの立案に当たって、周辺の植栽剪定等については、美術館と協議の上で決定すること。

(2) 交差点前看板のデザイン・制作・設置

- 上記(1)の空間デザイン設計をもとに、交差点前看板の詳細なデザイン設計を行い、実施可能な制作図面及び工事計画等(以下「設計図書」という。)を作成すること。
- 館名看板の大きさは、関係法令を遵守した上で、既存の看板(縦約1,000mm×横約5,000mm×厚さ約407mm・脚部高さ約535mm)と同等かそれ以上とすること。看板の縦横は問わない。
- 設置する看板が高さ4mを超えるなど、建築基準法上の工作物に該当する場合は、構造計算を行った上で、確認申請等が必要になるため、提案において該当する場合は、その手続きに要する期間や見込み、費用等を提案書に反映させること。
- 館名看板に表示する文字デザインは、千葉県立美術館が提供する、現在使用しているデータ(別添4)を使用することとする。但し、今後ロゴデザイン等の変更の可能性のあることを考慮して、変更可能な仕様とすること。
- 展覧会看板の大きさは、関係法令を遵守した上で、既存の看板(縦1,450mm×横5,400mm・脚部高さ約1,750mm・厚さ約100~400mm)と同等とする。看板の縦横は問わない。
- 展覧会看板は、定期的に掲示内容全体を変更することを考慮し(原則年4回の更新が見込まれる)、比較的安価かつ簡易に更新可能な仕様とし、更新に係る概算費用を算出すること。
- 交差点前看板のデザインに当たっては、歩行者のアイレベルで3方向以上、及び臨港プロムナードを北から南に下る車道からの1方向、計4方向以上のパースイメージ図を作成すること。
- 交差点前看板の設計に当たっては、海浜の埋立地という、強風雨、直射日光、塩害などの条件下での使用に対応できるよう考慮すること。また、歩行者や職員の安全にも配慮すること。
- 設計図書に基づき、角地の空間デザインに関わる看板等の制作・設置を行うこと。
- 既存看板等の撤去が必要な場合は、その費用を負担し、撤去工事及び産廃処理の方法について設計図書に明示すること。
- 夜間時の見え方についても、美術館と協議の上、提案すること。

(3) 企画実施体制・進行管理業務

- 当該業務の実施に当たり、企画実施体制を整備し、本業務の責任者を設置すること。原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。
- 本業務が円滑に実施され、かつ高い効果の獲得が可能な体制を構築すること。
- 本業務全体を遂行するために必要なスタッフの手配・管理・運営を行うこと。
- 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。
- 契約締結後から業務完了までの全体スケジュール、及び設置工事の工程表・作業書を作成すること。

(4) 業務遂行に必要な官公庁等への各種申請手続き

- 法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。
- 法令等により委任・代理が不可能な場合はあらかじめその旨を県へ報告すること。
- 手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

(5) 業務に係る保険への加入

作品及び作品の運搬、制作者の事故等に係る必要な損害保険等への加入を含む。

(6) 業務の成果物

上記4 (1) の空間デザイン設計提案書、上記4 (2) の設計図書、パースイメージ図、館名看板現物、展覧会看板現物

(7) 著作権

本業務で制作された成果物の著作権は発注者に帰属する。

(8) 業務完了報告書

委託業務完了後、電子データ（PDF ファイル及び加工可能な形式）及び紙媒体を各2部、委託期間終了日までに納品をすること。

また、「業務完了報告書」は別記様式のとおりとし、以下の内容について報告すること。

全体計画等、企画実施体制、成果物の内容、設計図書、取扱説明書、施工記録写真、その他必要な事項

5 実施に当たっての留意事項

- (1) 周辺地域を訪れる多様な人々にとって、視認性が高く、美術館の存在を魅力的に周知する内容とすること。
- (2) 本事業の実施に当たり、民間企業等から協力を得ることを可とする。
- (3) 設計図書の作成及び設置工事計画については、設置場所が歩道に隣接していることを考慮し、歩行者の安全や関係法令等に充分配慮すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、県の求めに応じ実施するものとし、場所については、県の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上承認を得ること。
- (6) 受託者は、天災及び感染症等の非常時に対応するため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急時又はやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (9) 応募資格については、別紙「企画提案募集要項」を参照すること。
- (10) 採択後、美術館と協議の上、追加で別案を提出してもらうことがある。

別添 1 郵便局前交差点角地



Google Earth から引用（令和 8 年 2 月 1 2 日）



車内から撮影



北側（千葉みなとリハビリテーション側）から撮影

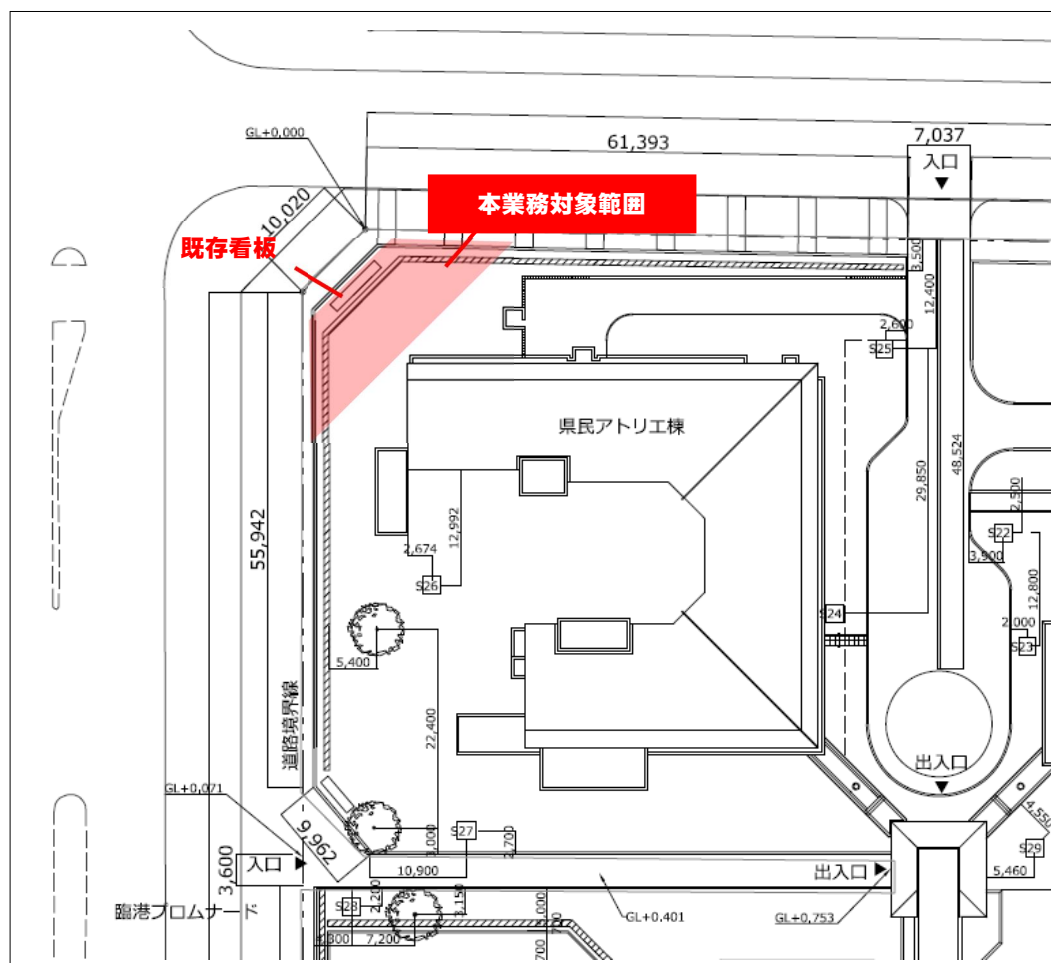


北西側（プレミアムレジデンス千葉県立美術館前側）から撮影



北東側（郵便局側）から撮影

別添 2 図面



別添3 既存看板写真



千葉県立美術館

千葉県立美術館